平成２３年（フ）第３１９号
千葉県船橋市前原西３－１－８　ジュネパレス津田沼26―102号、住民票上の住所千葉県白井市根354番地の４
債務者　阿部　晋司
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３６５号
千葉県習志野市大久保２丁目16番13―307号
債務者　山崎　英祐
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３８３号
千葉市美浜区幕張西１丁目13番16号
債務者　島田　一宏
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３９１号
千葉県船橋市西船３丁目６番23号　リヴェールかつしか102号
債務者　石井美恵子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４３２号
千葉県船橋市芝山７丁目15番５号
債務者　日浦　幸彦
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４４０号
千葉市緑区大椎町1251番地167
債務者　稲葉　一雄
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４６０号
千葉県市川市大野町１丁目434番地１　グランコート市川大野303号
債務者　佐藤　辰雄
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４７４号
千葉県習志野市鷺沼４丁目２番12号クレスト津田沼第２―101号
債務者　牧田　一志
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４８４号
千葉県市川市大野町３丁目2102番地11
債務者　犬川　和子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４８８号
千葉市若葉区千城台東４丁目１番４棟406号
債務者　赤城　芳雄
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５１８号
千葉県船橋市西船６丁目８番43―305号
債務者　赤塚　隆行
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６４号
愛知県西尾市笹曽根町圦下２番地
債務者　小松　六三
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
愛知県西尾市吉良町下横須賀須前53番地
債務者　加藤　輝彦
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
札幌市東区北28条東１丁目２番17号
債務者　堺　　貴伸
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７７号
札幌市清田区里塚１条４丁目７番１―401号
債務者　今　　喜美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７８号
札幌市清田区里塚１条４丁目７番１―401号
債務者　今　　昌代
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８６号
札幌市西区西野２条６丁目３番45号　ハイツジョルジュ201号
債務者　田野　敏次
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部